

三 監 第 5 7 号  
令 和 5 年 3 月 1 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様  
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 大 房 正 治

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査全日程が終了したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 監査の対象

財政経営部、健康推進部、環境市民部、計画まちづくり部

#### 2 監査の期間

令和4年9月30日から令和5年2月3日まで

#### 3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、委託料の支出事務を各課の主眼項目とした。

#### 4 監査の範囲

令和4年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

## 5 監査結果

令和4年度の定期監査における個別事項の結果については、既に対象各課に通知したとおりであるが、共通事項についての結果は次のとおりである。

### (1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 随意契約における契約額の妥当性の検証について

今回の定期監査の主眼項目である委託業務においては、事務の処理を受託者に委ねる業務であるため、具体的に価格のみの競争入札が実施できるような設計書を作成することは難しいことから、一部の設計書の作成が可能な業務を除いて随意契約による契約が多く見られた。

随意契約については、競争入札に付する手続を省略することができ、また特定の資産、信用、能力等のある者を選ぶことができること等が長所である一方、業者の選定が一部の者に偏すること、また不利な条件で契約を締結するおそれがあること等の短所がある。

中でも契約の性質又は目的により相手方を特定せざるを得ない、一者のみとの随意契約においては、業者から提出された見積額をそのまま予定価格として採用していることから、適正な見積額であるかを他の業者と比較することが出来ず、契約額が著しく高額となる可能性もある。

過去の同種業務の契約実績、市場価格、他課及び他市町における同種業務の契約金額等の情報を可能な限り収集し、随意契約による場合においても競争入札に準じて、市場の競争性及び経済性を考慮した適正な契約額となるよう検証されたい。